

中国の個人的所有権論争（一九六二～三年）

西村 幸次郎 編訳

訳者はしがき

中国における個人的所有権のテーマが、中国法学界のきわめて重要な論点となってきたことは、「個人的所有権関係略年表」から充分に理解できる。そして、経済・所有制の変化にともない、その時々論争の性格、重点が異なっている。

「略年表」中、アンダーラインで示すように、(1)民族資本家の生産手段所有権ならびに定息の法的性質に関する論争、(2)労働に応ずる分配およびブルジョアの権利論争（第一～二次）、(3)個人的所有権に関する論争、(4)農村の財産権益紛争、等が個人的所有権の問題に直接的ないし間接的に関連している。これ

中国の個人的所有権論争

らの中で、今回は(3)について紹介・翻訳するものである。

一九五六年末に「三大改造」が基本的に達成され、その後、人民公社化、全業種にわたる公私合営化を通じて、社会主義的所有制（国家的全人民的所有制および協同組合的集団的所有制）が拡大し強化されるが、単独経営労働者所有制（権）が残存し、資本家的所有制（権）の残余が「定息」の形態で存続する。この両者の法的性質をいかに把握しそれらを保護するか、個人的所有権との関係はどうか、家庭副業の経営との関係はどうか、等々が一九六二～三年の主要な論点である。この論争は、『政法研究』誌上で展開され、関懐「論我国公民的個人所有権」（一九六二年第三期）に対して、柴発邦「論我国公民個

個人的所有権関係略年表

1949年10月1日	建国
1954年9月	憲法 (§ 11, § 12, § 14, § 97, § 100, § 101)
1955年	華僑為替保護政策の実施に関する命令(2月), 科学獎金暫行条例(8月), 農業増産模範奨励に関する暫行規定(12月)
1956年7月	賃金改革についての決定
1956年末	農業, 手工業, 資本主義工商業の改造
1956~7年	反右派闘争, <u>民族資本家の生産手段所有権ならびに定息の法的性質に関する論争</u>
1958年8月	農村に人民公社を作る問題についての決議
1958~9年	<u>労働に応ずる分配およびブルジョアの権利に関する論争(第一次)</u>
1962年9月	農村人民公社工作条例草案
1963年11月	技術改善奨励条例, 発明奨励条例
1962~3年	<u>個人的所有権に関する論争</u>
1966年5月~1976年10月	「文化大革命」
1975年1月	憲法 (§ 8, § 9)
1975~7年	<u>労働に応ずる分配およびブルジョアの権利論争(第二次)</u>
1978年9月	憲法 (§ 8, § 9, § 10, § 55, § 57)
1978年9月	高等学校の兼任教師の報酬金および教師の教材編訳料に関する暫行規定
1978年12月	中共11期3中全会(社会主義的現代化, 民主と法制)
1979年1月	中共中央統一戦線工作部座談会, 定息の返還措置
1979年7月	刑法, 中外合資経営企業法
1980年9月	婚姻法, 農業生産責任制の強化・改善— <u>農村の財産権益紛争</u>
1981年7月	都市における農業以外の個人経済に関する若干の政策的規定
1981年11月	経済契約法
1982年2月	民事訴訟法
1982年3月	合理化建議および技術改善奨励条例
1982年12月	憲法 (§ 6, § 12, § 13, § 15, § 41, § 51, § 53)
1984年3月	専利法
1984年4月	発明奨励条例, 自然科学奨励条例

人所有権和個体労働者所有権的質的差異」(一九六二年第四期)が批判を加え、この両論文に対して皮純協「对我国公民個人所有権問題の一些看法」(一九六三年第一期)が総括的に批判している。最近では、何士英・潘祐周「略論保護公民個人所有権」(『法学研究』一九八一年第三期)が六二〇三年の論争を一定程度ふまへながら論じており、ほかに、各種の憲法および民法のテキストが、個人的所有権に言及している。

これまでの訳者による研究および紹介の作業としては、「中国公民の個人的所有権」(『比較法学』一八卷一号)、「企業種にわたる公私合営と民族資本家の生産手段所有権」(『中国における企業の国有化―政策と法―第五章第二節)、「中国におけるブルジョアの権利論争」(『比較法学』一二卷一号および一三卷一号)等があり、合わせて参照願いたい。そして、これらの作業をふまえて、将来的には、中国における所有権の全面的・構造的・研究へとつなげたいと考えている。

なお、引用されている憲法条文はすべて五四年憲法である。また、原注は「()」、訳注は「〔 〕」によって各論文毎に通し番号で示した。

わが国公民の個人的所有権について

関 懐

わが国公民の個人的所有権は一種の社会主義的法制度であり、それはわが国公民の個人財産および合法的利益がいかなる侵犯も受けないように保護し、社会主義制度下の社会的利益、集团的利益および公民の個人的利益の結合する原則を具体的に体现し、広範な人民大衆の生産の積極性を發揮させ、社会主義經濟を強化し發展させる側面で重要な作用を有する。

わが国公民の個人的所有権は比較的に複雑で、内容が比較的に広範にわたる問題であり、ここで、公民の個人的所有権の社会主義的所有権制度における地位、わが国公民の個人的所有権の性質、範圍および国家のこの権利に対する保護等のいくつかの問題について、初歩的な検討を行ないたい。

一 公民の個人的所有権は、社会主義的所有権制度の構成部分の一つである

所有権は所有制の法における反映であり、人々の生産手段および生活手段に対する占有・使用・処分権利として表現する。

公民の個人的所有権はわが国の所有権制度における構成部分の一つであり、社会主義建設において軽視されてはならない法制度の一つである。その社会主義的所有権制度における地位を正しく認識するために、われわれは、まず、わが国の社会主義的所有権制度に対して全面的な理解をもたなければならぬ。

人類社会の存在のときから、所有関係があったのであり、マルクスは次のように指摘している。つまり、「どんな形態の所有も存在しないところではどんな生産も、したがってまたどんな社会も問題になりえない」。しかし、所有権は一定の条件下でのみ生成し、それは一つの歴史的範疇である。人類社会が一定の段階にまで発展し、私有財産制の形成、人類の生産手段、生産用具に対する不平等な関係の形成にもなつて、社会が諸階級に分裂したのちに、所有権制度が生まれた。それは、支配階級が国家の強制力を利用して、支配階級にとって有利な所有関係を打ち固める武器になる。

奴隷制度、封建制度、資本主義制度の各所有関係に照応して生まれた、奴隷的、封建的、資本主義的所有権制度は、たとえその表現形態が異なつていても、その本質は一致しており、いずれも法律によって確認される私有権であり、いずれも生産手段私有制の経済的基礎の上に打ち建てられる、人が人を搾取する道具であり、私有財産制の法律上の反映である。

生産用具と生産手段の資本主義的所有制は、私有権をもっとも充分に発展させ、マルクスとエンゲルスは『共産党宣言』において次のように述べている。つまり、「近代のブルジョア的私的所有は、階級対立にもとづく、一部の人間による他の人間の搾取にもとづく、生産物の生産と取得の最後の、そしてもっとも完全な表現である。」ブルジョアジーは、ひとたび権力を掌握すると直ちに次のように宣言した。「所有権は一の神聖で不可侵の権利であるから、何人もこれを奪われることがない。」（一七八九年フランス「人權宣言」第十七条）この思想は、資本主義社会において、一貫して重要な地位を占め、深い影響をもっている。ブルジョアジーは、私有権制度を利用して資本主義制度の搾取関係をおおいかくし、資本家の生産手段所有権と勤労人民の個人消費材所有権の質的差異を混同し、また、私有権の側面で実際に存在する不平等な関係をおおいかくすために、法律条文において、故意かつ偽善的に、私有権というものを、すべての人がひとしく享受できる平等の権利であるかのよう^①に描写し、「人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する」（「人權宣言」第一条）などと言う。実際に、資本家は生産用具と生産手段を掌握するが、広範なプロレタリアートは何も所有しないのであり、かれらはどうして資本家と平等の私有権を享有できようか。このことは、マルクス

が『資本論』において示したところにはかならない。つまり、「所有は、今では、資本家の側では他人の不払労働またはその生産物を取得する権利として現われ、労働者の側では彼自身の生産物を取得することの不可能として現われる。」

社会主義制度の下において、生産用具と生産手段の私有制を廃棄することによって、生産用具および生産手段に対する社会主義的公有制の社会主義経済を打ち建て、人が人を搾取する制度を消滅させたのであり、このことが所有権制度に対して漸新な性質と内容をもたせた。社会主義的所有権制度はあらゆる搾取者国家の所有権制度と根本的に異なり、それは社会主義的公有制を打ち固め発展させ、社会主義経済の発展を促進し、搾取関係を根絶する法律制度である。

わが国では、人民民主主義革命の偉大な勝利と社会主義革命の推進によって、所有制と所有権制度の側面で根本的変革が生じた。われわれは、官僚資本の没収の道を通じて、国家の経済的命脈を掌握し、強大な国营経済を確立し、また、マルクス・レーニン主義の指導思想とわが国の具体的状況にもとづいて、資本家的所有制を社会主義的全人民的所有制にしたいに改造した。単独経営の農民と手工業者に対しては、自発的意志の原則にもとづいて、かれらが協同化の道にしたいに進むように導き、単独経営労働者所有制を社会主義的集団的所有制に改造した。

社会主義的「三大改造」を経て、生産手段の側面における、わが国の社会主義革命は、基本的勝利をかちとり、それによって社会主義的公有制の二つの形態、つまり、全人民的所有制と勤労人民の集団的所有制を確立した。

わが国の生産関係と所有制における、このような根本的変化によって、わが国の所有権制度にも根本的変化が生じた。過去の、国民党反動政府によって確認され、三大敵と資本家の利益を擁護する私有権制度は打ちこわされ、社会主義的公有制の確立と発展の過程において、社会主義的所有制を反映し保護する社会主義的所有権制度としてしたいに形成された。

わが国の所有権制度は社会主義的公有制の法における反映であり、社会主義的公有制の二種の形態にもとづいて、それは国家的所有権と勤労人民の集団的所有権に分けられる。これらはわが国の所有権制度における核心かつもっとも重要な構成部分である。これらの主要な側面のほかに、わが国所有権制度のなかには、公民の個人的所有権が含まれ、それは同様にわが国所有権制度において不可欠の法律制度である。

公民の個人的所有権は、わが国所有権制度において一定の地位を占めるのであり、このことは社会主義経済の客観的要求によって決定される。なぜなら、社会主義制度の下で、われわれは全人民の財産および集団の財産を断固として保護するとともに

に公民のしかるべき個人財産および合法的利益を断固として保護し、生産を不断に発展させる基礎の上に、勤労人民の物質的文化的生活の改善を保証する。

ブルジョアジーおよびそのしもべどもは、社会主義制度に対して一貫して各種の恥知らずの誹謗と攻撃を行ない、かれらは、社会主義制度下のすべての財産が公有であり、ひいては日用生活消費材さえも公有であると言ひ張る。マルクスとエンゲルスは早くも『共産党宣言』においてこのような攻撃に反駁を加え、かれらは次のように書いてゐる。つまり、「共産主義の特徴は、所有一般を廃止することではなくて、ブルジョアの所有を廃止することである」⁽⁴⁾。また、次のように言う。「共産主義は、社会的生産物を取得する力をだれからも奪うものではない。ただ、この取得を手段として他人の労働を隷属させる力を奪うだけである」⁽⁵⁾。それこそ、社会主義制度が所有制および所有権制度に対処するにあつたての根本的態度である。

社会主義制度の下で公民の個人的所有権を確認することは、同時に正に社会主義制度下において社会的利益、集団的利益、公民の個人的利益が結合することの体現でもある。国家的所有権、集団的所有権、公民の個人的所有権は、社会主義的所有権制度の統一の全体である。社会主義制度の実行するものが生産手段の公有制であることによって、搾取階級および被搾取階級

は存在せず、したがって、国营経済と集団経済の発展は、結局のところ、労働者にいっそう大きな個人的利益を獲得させることを目的としており、社会主義の成果が大きくなればなるほど、勤労人民の物質上および文化上の要求はますます満たされる。しかし、結局のところ、国家財産、集団財産、公民の個人財産を混同できない。われわれは国家財産および集団財産の保護に注意するだけでなく、公民のしかるべき個人財産に対していかなる軽視も絶対にあつてはならない。国家的所有権、集団的所有権、公民の個人的所有権を適切な地位においてこそ、公民の個人的利益と国家的利益・集団的利益をいっそうよく協調させることができる。社会主義制度の下では、個人的利益と集団的利益の間は基本的に一致するものであり、調和できない対立は存在しない。なぜなら、集団主義・社会主義は個人の利益を否定しないからであり、正にスターリン同志が述べるように、「社会主義は個人の利益なしにはありえない。いな、社会主義社会になつてはじめて、個人の利益がもっとも完全にみだされるのである。そればかりでなく、社会主義社会のみが個人の利益をしっかりと保護することができるのである」⁽⁶⁾。

以上の論述を通じて、われわれは、わが国公民の個人的所有権が社会主義的所有権制度において不可欠の部分であること、およびそれのおかれている地位を認識することができるのであ

り、この制度に対してしかるべき重視をしなければならぬ。

二 わが国公民の個人的所有権の性質

わが国公民の個人的所有権制度は、その表面的形態からみると、資本主義制度下の私有権制度と同じように、個人的利益の不可侵の原則を確認しているかのようである。しかし、分析してみると、わが国公民の個人的所有権と資本主義制度下の私有権には、本質的相違がある。

資本主義制度下の私有権はブルジョア法の主要制度の一つであり、資本主義制度の柱石である。みなされ、それは資本主義の経済的土台に根をおろし、また、資本主義経済に対して積極的にその反作用を発揮するのであり、このことがその資本主義的性質を決定する。

資本主義的私有権制度の基礎が資本主義的生産手段の私有制であるため、その活動は必然的に資本主義の基本的経済法則によって決定される。ブルジョアの私有権の全体的出発点は、資本主義的所有制を保護し、資本家の労働者に対する搾取を保障し、最大の利潤をつかみとることにほかならない。

わが国公民の個人的所有権が生まれる基礎は社会主義的公有制であり、このことがそれに対して社会主義的性質をもたせる。この権利は、国家的所有権および集団的所有権と異なるが、

わが国公民の個人財産は主に労働に応ずる分配の原則にもとづいて、社会的消費総額から取得されるもの（機関、企業の労働者・職員の実金または公社・協組合の社員に分配される報酬）であるから、この意味からみると、公民の個人財産は、實際上、国家財産・集団財産によって決定される。個人的所有権と国家的所有制・集団的所有制のこのような密接な関係は、それを国家財産・集団財産から派生する一つの権利たらしめ、このことが公民の個人的所有権を限定し、必然的に社会主義的公有制の要求を反映し、社会主義経済法則の制約を受け入れるのである。

このような根本の出発点のほかに、われわれは以下の二つの主要な側面から、わが国公民の個人的所有権の社会主義的性質を説明することができる。

まず、わが国公民の個人的所有権の実現は、ただ公民個人の物質的文化的生活面における必要を満たすことにある。

社会主義的生産の目的は、全社会の、恒常的に増大する物質的文化的生活上の要求を最大限に満たすことを保証することであり、このことが、わが国公民の個人的財産の使用がこのような要求に従わなければならないことを決定する。

個人的所有権のこのような目的の実現は、資本主義制度下の「私有権の絶対的自由」の原則に対する否定である。われわれ

は、次のことを知っている。つまり、資本主義制度の下では、資本家は最大限の利潤を追求するために、思いのままに自己の財物を処分することができる。マルクスの述べるところとく、「私的所有の人權は、任意に、他人にかまわずに、社会から独立に、その資力を収益したり処分したりする権利、つまり利己の権利である。」資本家は競争を行なうために、財産を自由に使用することができ、また、大量に小麦、馬鈴薯、牛乳等を廃棄することさえできる。資本家の私有権面における、このような「絶對的自由」は、広範は勤勞人民の数々の災難をつくりだした。わが国では、公民の個人的所有権は、公民個人の物質的文化的生活面の要求を満たすものにはかならず、このことは、いかなる公民も自己の個人財産を濫用してはならず、個人財産を用いて他人を搾取できないだけでなく、公共の利益を侵犯したり他人の権利および合法的利益を損つてはならないことを要求する。わが国の憲法第十四条は、「國家は、なにびとに対しても、私有財産を利用して公共の利益を破壊することを禁止する」と規定する。公民の個人的所有権はもはや「絶對自由の権利」ではないが、これは正に社会主義制度下の公民の個人的所有権の社会主義的性質および社会主義制度の優越性を反映する。

次に、わが国公民の個人的所有権は、主に、公民の社会労働への参加に来源する。わが国では、社会主義經濟を確立するこ

とによって、労働の性質も根本的に変化している。過去において国民党による反動的支配の下に、広範な勤勞人民は牛馬とみなされ、労働はかれらの重い負担となった。解放以後、勤勞人民は主人公となり、労働はすでに光榮かつ崇高な事業になっている。労働者、職員、公社ないし協同組合の社員たちは、いづれも社会主義建設に積極的に参加し、勤勞の中で「各人は能力に応じて働き、労働に応じて分配を受ける」という原則にもとづいて、自己の獲得すべき報酬を取得し、これによって公民の個人的所有権に対して實際的保证を与える。

労働者、職員、公社および協同組合の社員が機關、企業、人民公社、協同組合に参加する労働が公民の個人的所有権の来源であることはもとより、わが国の単独經營勤勞者は数のそれほど多くない小行商人を含み、かれらは少量の資金で獨立労働ないし經營を行ない、自ら損益に責任を負い、その個人的財産も同様に労働に参加することを主要な来源としなければならぬ。手工業者について言えば、単独經營に適する若干の個人手工業者は、獨立労働を行ない、合理的収入の取得を認められる。もちろん、この部分の個人的所有権にも私的所有権の要素が含まれるが、しかし、それは徐々に協同化の道を通じて、最終的には集團的所有権にとつてかわられる。

当面、わが国の民族資本家は依然として定息を受け取ってい

る。少し前に召集された、第二期全国人民代表大会第三回會議において、一九六三年から資本家の定息を三年延長することを決定した。定息は資本家の搾取収入であり、もちろん社会主義的個人的所有権の範疇に属しえないが、当面では依然として資本家の合法的収入の一つであり、これは一種の過渡的現象であり、将来、わが国公民の個人的財産関係においては、この現象は存在しなくなる。

わが国公民の個人的所有権の来源が主に社会労働であるから、公民間の財産の多寡は、一般に公民の労働参加の情况によって決定され、すぐれた労働者は「労働に応じて報酬を受け取る」という原則の下に、いっそう多く自己の収入を増加することができ、個人の物質的文化的な生活水準の向上に対していっそう多くの物質的保証を与える。

以上の特徴にもとづいて分析すると、全体としてみるならば、わが国公民の個人財産は日まじしに減少することが決してなく、それは日まじしに豊富になり、社会主義財産は迅速に増大し、公民の個人財産も当然それにつれて増加する。解放以来、わが国の広範な労働者・農民大衆の物質的文化的な生活水準が顕著に向上し改善されたという事は、この点を充分に物語る。しかし、社会主義的性質としての、公民の個人的所有権制度は相当長期の歴史的段階を経たのち、つまり、将来、「各人はその能

力に応じて働き、必要に応じて分配される」という共産主義時代に入つて、個人が財産を所有する問題は依然存在するが、それは法的意味をもちやもたず、個人が財産を所有するという、社会主義法上のこれらの特徴を失なうであろう。

三 わが国公民の個人的所有権の範囲

わが国公民の個人的所有権の性質が資本主義の生産手段私有権の性質と根本的に異なることによつて、その範囲は資本主義的私有権の範囲とも根本的な相違がある。

資本主義制度の下では、ブルジョアジーは、法律の形態におけるすべての人の権利の平等を宣言し、私有権制度について「人々は自己の私有財産を平等に掌握する権利を完全に擁する」などと言うが、実際には正にエンゲルスが指摘するように、このような「平等も、それをたんなる『法律上の平等』——すなわち、貧富の不平等を無視した平等、現存の主要な不平等のわく内での平等、要するに不平等に平等という名まえをあたえること以外のなにものをも意味しないもの——に制限する。」財産権の上に実際に存在する、このような不平等関係を反映する、「私有権の絶対無制限」というブルジョア原則は、資本家的私有権を無限の領域にまで拡大し、その結果、ひとにぎりの資本家が大量の生産手段および生活手段を握つて、ほしいま

まに各種各様の搾取に従事し、広範な勤労人民は私有財産を剝奪されたのである。

資本主義制度下の私有権は、帝国主義の時期になって、いっそう驚くべき発展をとげ、独占資本家は、埋蔵鉱物、河川、森林、銀行、郵便電話、鉄道……という諸分野の資源および事業を支配し、財産は大量かつ急激に少数の財政寡頭の手中に集中した。独占資本が資本主義国家機構と結託することによって、ある政府は独占資本家に対して、ある種の動力の経営、またはその他の資源の開発特権すら与え、また、土地の所有権者が土地等々を売却するように強迫し、このことがいっそう徹底的に勤労人民の所有権を剝奪した。

わが国公民の個人的所有権が公民の個人的な物質的文化的生活における必要を満たすものにほかならないことにより、それは、「絶対的に自由な権利」でないだけでなく、範囲においては「絶対的に無限の権利」でなく、われわれは、これらの資本主義的私有権の立法原則を徹底的に否定する。

わが国公民の個人的所有権の範囲は、主に公民の生活手段に対する所有権である。わが国の憲法第十一条は、「国家は、公民の合法的収入・貯蓄・家屋および各種の生活手段の所有権を保護する」と規定する。ここで、個人的に研究したところによつて、これらの内容に対して、若干具体的な分析を試みてみた

い。

(一)合法的収入。公民が法によって取得する、個人生活の用を満たすための貨幣ないし現物収入を指すものである。それは、主に、企業・機関の労働者・職員、公社会いし協同組合の社員の賃金または労働報酬に表現される。このなかに、公民の取得する見舞補助金、奨励金、副業収入、原稿料ないし相続財産等等の、国家の法律によって禁止されない、すべての収入を含む。当面の情況の下では、単独経営勤労者の勤労収入および法律の定める範囲内の資本家の搾取収入(定息)も合法的収入の中に含まれる。

(二)貯蓄。公民が貯蓄する貨幣または現物ならびに人民銀行・信用協同組合に預金する貨幣金額を含む。

(三)家屋。公民の個人所有としての家屋は、法律が特別に規定する場合を除いて、都市・農村の公民が居住用に必要な家屋、もしくは少量を貸し出すが自家用を主とする家屋を一般的に指す。都市・農村の公民の家屋所有権を保護することは、わが国政府の一貫した政策であり、農村人民公社社員の家屋に対しては永久に社員的所有に帰属することを確定する。このほか、労働者・職員が自分で建てる家屋および自分で建てる場合の公助弁法にもとづいて家屋所有権を取得する場合も、国家の保護を受ける。

これらの項目のほかに、公民の個人的所有権は生活手段の側面に相当に広範にわたり、家具、衣服、自転車、マシン、ラジオ……等々のその他の生活手段を享有する権利である。そして、これらの生活手段の所有権は何人の侵害も受けない。

わが国公民の個人的所有権の範囲は主に生活手段であるが、われわれは公民が個人労働、家庭副業、自留地耕作に従事するときに必要な小部分の生産手段を享有する権利を排斥しないのであり、例えば、公民は自家用の小農具、副業、手工業に従事する用具等の生産手段、若干の家畜・家禽および家屋の前後、自留地、墓地に植える樹木等を擁することができる。

わが国は公民の個人的所有権の中の生産手段所有権に対して制限を行っており、このことは資本主義的要素の成長・発展を防止するためである。しかし、当面、保留されている、この小部分の生産手段に対する個人的所有権は個人労働の道具たるにはかならず、搾取の手段となることはできないし、資本主義の生産手段所有権と同列に論じえないのであり、それゆえ法律上保護される。

わが国において公民が少量の生産手段の所有権を擁することを認める結果、労働者・職員および公社社員の個人労働・家庭副業を国家の管理・指導のもとに発展させることができ、また、社会の生産物を増加させることができ、社会主義経済の一つの

補充的な力に真になることができ、さらに、公民個人の生活の改善に対してもきわめて有利である。国家の管理があることによつて、われわれの確認する公民の小部分の生産手段所有権は、資本主義に発展することはできないのであり、正に社会主義経済を打ち固め発展させる武器である。

四 公民の個人的所有権を法によつて保護しなければならない

前述のわが国公民の個人的所有権の性質およびその範囲等の側面から、この制度の社会主義建設に対してもつ重要な作用はつきりとみることが出来る。この法律制度にそのしかるべき作用を発揮できるようにするために、党と国家は公民の個人的所有権に対して、断固保護する政策を採つた。党と国家が公民の個人的所有権を保護する意味は、概括すると以下の数点に分けられる。

(一) 公民の個人的所有権を保護することは、「各人は能力に応じて働き、労働に応じて分配を受ける」という原則に対する確認であり、労働者農民大衆の生産の積極性を有力に促進することが出来る。社会主義的分配制度の原則は、「各人は能力に応じて働き、労働に応じて分配を受ける」ということであり、社会主義段階でわれわれはこの原則を断固貫徹しなければならぬ

いのであるが、われわれがもし個人的所有権を否定すれば、実際に労働に応ずる分配原則に対する破壊となる。想像しうるように、もし個人的所有権を認めず、公民の個人財産を保護しないなら、労働に應ずる分配原則は何らの意味ももたない。労働に應ずる分配原則を通じて取得される労働報酬および個人的収入によって購入する生活用品を、もしも個人的所有に属しないとすれば、それは労働に應じて報酬を受けとることに実際の意味を失なわせてしまう。これは、必然的に労働者農民大衆の生産の積極性をくじき、社会的生産力を破壊する結果をもたらすであろう。それゆえ、公民の個人的所有権を確実に保護し、労働に應じて報酬を受けとることに確実な保証を与えてこそ、社会主義的分配制度にそのしかるべき作用を発揮させることができる。

(二) 国家は、公社・協同組合社員が副業生産を経営し自留地を耕作するために必要とする、小部分の生産手段所有権は、公社または協同組合において有利であって、集团的生産を妨げず集团的所有権が絶対的優勢を占めることを保証する原則の下に、社員に集団労働以外の時期を利用して若干の家庭副業を営んできるようにさせて、社会的財富および公民の個人的収入を増加し、公民の個人的必要をいっそうよく満たすことができる。

(三) 公民の個人的所有権を保護することは勤儉質朴をつちか

い、財産を愛護するという社会的風気の成長に有利である。例えば、家屋所有権に対する確認は、人民大衆が自己の家屋を修理し、生活用家屋の建造につとめる積極性を発揮させることができる。これは、社会主義建設にとって有利な行為である。さらに、公民の個人的財産が自己の労働に来源することによって、われわれが個人的所有権を確認し保護することは、労働規律の強化、労働生産性の向上、労働光栄の気風の確立に対しても、積極的意義をもつ。

社会主義制度の下で公民の個人的所有権を保護することは、もともと公民の個人的財産および個人的利益を直接的に保護することであるが、これは社会主義的公有制および社会主義的分配制度を保護することと密接に関連する。

党と国家は、個人的所有権に対して一貫して保護する政策をとってきた。わが国の憲法第九七条は、「国家機関勤務員による公民権侵害のために損害をうけたものは、賠償をとる権利をもつ」と規定する。この原則は、当然ながら、国家機関勤務員に対してのみ意味をもつものでは決してなく、実際にいかなる人も他人の財産権を侵すことができないのであり、そうでないならそのために一定の責任を負わなければならない。公民の個人的所有権を保護することに關する党の政策および憲法のこの原則は、わが国の裁判実践において貫徹され、各法律部門は異な

る角度から異なる方法を運用して公民の個人的所有権に対する保護を実現し、また、この側面で少なからぬ貴重な経験を蓄積している。民法、刑法を問わず、個人的所有権を保護するための多くの方法がある。すなわち、民法の分野では、例えば公民が所有権の帰属に対して争いを生ずるときは、当事者は法院に対して係争中の帰属問題を解決するよう請求できる。また、公民の個人財産が侵害されるときは、法院に不法占有者に対する原物返還の強制を請求することができ、原物を返還できないときは損害を賠償しなければならない。このほか、もし所有者が所有物を占有していても、他人の不法な妨害によって、所有者が財産の使用、処分の権利を充分に実現できないときは法院に妨害排除を請求できる等である。刑法の分野では、公民の個人的財産に対する国家の保護は、刑罰の方法を用いて、詐欺、窃盗ないし強奪等の、他人の財産を侵害する犯罪分子に対して一定の刑事制裁を加える。この一連の方法が、公民の個人的所有権の保護というわが国の政策の徹底的な実施を保障する。

注(1) マルクス『経済学批判への序説』、人民出版社、一九五五年版、一五一頁〔『マルクス・エンゲルス全集』(大月書店版)第一三卷六一五頁〕。

(2) 『共産党宣言』、『マルクス・エンゲルス全集』第四卷、

中国の個人的所有権論争

人民出版社一九五八年、四八〇頁〔(大月書店版)第四卷四八八頁〕。

(3) マルクス『資本論』第一卷、人民出版社一九五三年版、七三〇頁〔(大月書店版)第二三卷第二分冊、七六〇頁〕。

(4) 『共産党宣言』、『マルクス・エンゲルス全集』第四卷、人民出版社一九五八年版、四八〇頁〔(大月書店版)第四卷四八八頁〕。

(5) 同上書、四八五頁〔同上四九〇頁〕。

(6) スターリン『イギリスの作家ウエルズとの対談』、人民出版社一九五三年版、六頁〔高山洋吉編『スターリンは答える』一九三頁〕。

(7) 『ユダヤ人問題によせて』、『マルクス・エンゲルス全集』第一卷、人民出版社一九五六年版、四三八頁〔(大月書店版)第一卷四〇二頁〕。

(8) 『ドイツの状態』、『マルクス・エンゲルス全集』第二卷、人民出版社一九五七年版、六四八頁〔(大月書店版)第二卷六〇五頁〕。

わが国公民の個人的所有権と単独経営 勤労者所有権の質的差異について

柴 発 邦

関懐同志の「わが国公民の個人的所有権について」の文章『政法研究』一九六二年第三期を学習して、若干の異なる見方を、これから私は提起したい。もし誤りがあれば、大方の批判と指導を願いたい。

「名者実之寔」、すなわち、概念は事実を反映するものであり、いかなる科学的概念も、つねに客観的事物の本質を反映する。客観的事物が異なる属性をもつことによって、概念の異なる内容を形成する。人々の頭脳が客観的現実をできるだけ正確に反映してこそ、思维作用を通じて正確な概念を構成できる。そして、正確な概念が形成されてから、人々が「名に恥じず内容が伴うように努力」し、事物の異同を区別する上に助けとなる。概念がはつきりしないと、主観的認識上の混乱をもたらしかねない。関懐同志は、わが国公民の生活手段所有権と単独経営勤労者所有権を、公民の個人的所有権と総称する。これは、論理的に名と実が合わない問題を生みだし、事実上、公民の個人的

所有権と単独経営勤労者所有権の原則的境界を抹殺している。私が関懐同志の文章のその他の観点に同意しないのは、主にこの問題において意見がくい違い、異なる見解をもっているからである。そこで、以下のいくつかの問題について私の認識を述べることにはしたい。

一 現段階のわが国公民の個人的所有権の法的特点

所有権制度は、わが国社会主義法制度の一つの重要な構成部分である。それは、わが国の社会主義的生産関係と社会主義的経済法則の基本的要求にもとづいて制定されたものであり、その目的は社会主義的再生産の不断の拡大を保証し促進し、社会主義的公有制を發展させ強化し、それによって人民大衆の日増しに増大する物質的文化的生活の必要を満たすことにある。このことが、わが国現段階の所有権制度の性質が社会主義的なものにはかならないことを決定する。

わが国現段階の所有権制度は、主に国家的所有権、集団的所有権、個人的所有権の三つの部分を含む。この三つの部分はまた一つの統一的全体であり、これはエンゲルスが『反デュリング論』において、「社会的所有にはいるのは土地その他の生産手段であり、個人的所有にはいるのは生産物すなわち消費対象である」と指摘していることを反映する。この理論は、わが

国ではすでに現実となった。社会主義的公有制は、個人的所有制形成の前提および発展の源泉であり、個人的所有制が不断に充実し向上できるのは、社会主義的公有制の日増しの発展と繁栄に完全に依存するからである。社会主義的公有制と個人的所有制のこのような依存関係は法関係の上に反映しており、つまり国家的所有権、集団的所有権がわが国の所有権制度という樹木の根源・主幹であり、公民の個人的所有権はその枝葉である。そもそも樹木が繁れば枝葉も栄える。われわれが党と国家の政策・法律にもとづいて正しくこの三種の権利を行使するならば、国家的利益、集団的利益、個人的利益を有機的に結合する可能性があり、国民経済計画の正しい実施を保証することができ、蓄積と消費の国民経済における適切な比率を保持することができる。そして、それによって生産の不断の発展を促進することができる。

社会主義的生産関係が公民の個人的所有権の経済的基礎であるかぎり、個人的所有権はまた社会主義的個人的所有権の法的表現であり、このことは公民の個人的所有権が社会主義国家的公民の一つの権利であることを決定している。資本主義社会においては、勤労人民のこのような権利は私有権によって着服され、かれらは事実上および法律上を問わず、このような権利を享有することができず、したがって、それと資本主義制度下の私有権は、形式上ないし実質上を問わず、根本的に同日に論じ

えない。周知の如く、「私有財産は神聖にして侵すことができない」は資本主義的私有権の基石であり、ブルジョア法の核心でもある。一八世紀のフランス「人権宣言」およびナポレオン民法がこの原則を提出して以来、資本主義国家的民法は少なからぬ新模様をもてあそび、「所有権の絶対的自由」から「所有権の制限」を、さらにはいわゆる「所有権の社会化」を提起するが、いずれも資本主義経済の独占化の要求に照応するものであり、勤労人民を搾取する異なる手法を加重し、「私有財産は神聖にして侵すことができない」という原則は終始改められず、また改めることができない。「私有財産は神聖にして侵すことができない」は、あたかもきれいな毒蛇のようなものであり、資本家によって思いのままにもてあそばれている。ブルジョアジーは「法の前で人はみな平等である」などと宣伝し、すべての人が私有権を享有する自由をもつなどと宣伝し、すべての私有権は神聖にして侵すことができないなどと宣伝する。事実がはっきりしているように、資本主義社会では、一方で有産者の搾取者があり、他方で無産者の被搾取者があり、無産者と被搾取者は何も所有せず、労働力を売る自由をもつだけで、かれらは搾取者によって侵害される、なんらかの財産をもつであろうか。ブルジョアジーから見ると、このようなきれいな毒蛇は、かれらが勤労人民をまどわし、人民の手足を縛る法索である以

上、また、かれらが人民の血と汗を吸い取り圧搾・搾取する触角である以上、根本的に蛇に足を描いて、「個人的利益の不可侵の原則」なるものを確認する必要はない。「個人的利益の不可侵」が資本主義社会の私有権の原則である以上、それは社会主義社会における公民の個人的所有権の原則になりうるか。当然ながらできない。社会主義は集団主義であって個人主義ではなく、「個人的利益の不可侵」の原則はブルジョアジーのイデオロギーであってプロレタリアートのイデオロギーではない。しかし、社会主義は個人的利益を否定しないのであり、社会主義制度そのものは集団的利益と個人的利益を有機的に結合し、それは、経済上、政治上、法律上およびその他の各側面から個人的利益に対してもっとも確かな保障を与える。このような保障は、個人主義の基礎の上にはなく、集団主義の基礎の上に確立し、搾取によって個人が財をなす基礎の上にはなく、搾取制度を消滅させ、すべての勤労人民の共同の富裕の基礎の上に確立されるのであり、したがって、国家的利益、集団的利益、個人的利益の正しい結合こそ、社会主義国家が個人的利益を保障する法的基準である。これは、公民が個人の権利を行使するさいに、集団的思想と全体的観念をもち、大局を考慮し、大体を識り、公共の利益を擁護することを要求する。それとともに、われわれの国家では、公私の利益はいずれも他人が侵害するこ

とを許さないものであり、公私の利益を侵害するあらゆる行為は社会主義法制に違反する行為であって、共產主義道德の厳しい譴責を受けるだけでなく、法律上も相応の規定をもち、例えば、民事面の賠償返還制度、刑法上の財産侵害罪に対する制裁は、いずれも公共財産および個人的利益が侵害されないように保護する有効な措置である。ここから明らかのように、わが国公民の個人的所有権の法制度は、「所有権の自由」ないし「社会化」の偽装によって大衆を欺瞞するものではなく、「私有財産は神聖にして侵すことができない」というブルジョア的原則を唾棄し、形式上ないし実質上からみて、資本主義制度下の私有権と同日に論じえず、全く異なる。

関懐同志は、わが国公民の個人的所有権の性質を分析した後、ひきつづき公民の個人的所有権の二つの大きな法的特徴を提起している。つまり、「まず、わが国公民の個人的所有権の実現は、ただ公民個人の物質的文化的生活面における必要を満たすことにある。」「次に、わが国公民の個人的所有権は、主に、公民の社会労働への参加に来源する。」また、最後に次のように指摘している。つまり、「将来、『各人はその能力に応じて働き、必要に応じて分配される』という共產主義時代に入って、個人が財産を所有する問題は依然存在するが、それは法的意味をもちやもたず、個人が財産を所有するという、社会主義法上のこ

これらの特徴を失なうであろう。」私は、このような論述も正しくないと考える。なぜなら、社会主義社会の生産の目的は、勤労人民の生活を改善し向上させることであり、生活手段の個人的所有制は現在取り消すことができないだけでなく、必然的に日増しに発展し永遠に存在するからである。共産主義の低い段階において、社会主義国家が公民に個人的所有権を与えるのは、公民の生活上の要求を満たす一つの法律手段を保証するためにはかならず、将来、「社会の生産物が非常に豊富になり、全人民の共産主義的な思想的自覚と道徳的品性が大いに高まり、全人民の間に教育がゆきわたり、教育程度が高くなり、そして社会主義の時期にはまだ残らざるを得なかったふりい社会からの名残りである労働者と農民との差、都市と農村との差、頭脳労働と肉体労働との差がみだんだんとなくなり、これらの差の現われとしての不平等なブルジョアの諸権利の名残りもだんだんとなくなり、国家の機能がただ外部からの敵の侵略に対応するだけで、対内的にはもはや機能を果さないようになれば」〔人民公社の若干の問題に関する決議〕、そのときになって、社会の生産物は全人民の生活上の要求をいっそう多く満たすことができ、国内の階級が消滅し、全人民の自覚がきわめて大きく向上し、公私の利益を侵害する行為もきわめて大きく減少すれば、もはや法的手段を用いて人民の生活上の要求を保証する

必要がなくなる。そのときになって、公民はそれぞれ能力に応じて働き、いっそう自覚的に社会労働に参加し、「労働がたんに生活のための手段であるだけでなく、労働そのものが第一の生活欲求となった」のであり、もしも閔懷同志の論法にもとづかならば、公民の物質的・文化的生活面の必要を満たすこと、および公民が社会労働に参加することを、個人的所有権の二つの大きな法的特徴とし、将来、共産主義時代に入っても、個人財産は依然存在し、それは社会主義法上のこれらの特徴を失なうだけであり、このことは、共産主義の時代に公民が社会的生産物の総分配から取得する消費手段は、かれらの生活上の必要を満たすためではなく、社会労働への参加は個人が生活手段を取得する来源でもないということになるのではなからうか。これは、思いもよらないことである。当然ながら、共産主義社会では個人の労働の量と質は、もはや社会が報酬を与える尺度ではないが、社会的生産物のきわめて大きな豊富化、個人の需要の不断の充足は、結局のところ、社会の構成員が社会的労働に積極的に参加することに依存しており、このことになんらかの問題があるのだろうか。

それでは、現段階のわが国公民の個人的所有権の法的特徴は結局のところ何か。私は次のように考える。

第一に、現段階のわが国公民の個人的所有権は、「ブルジョ

ア的権利の狭い限界」を保留しており、各公民について言えば、それは平等の権利であり、不平等の権利でもある。というのは、個人的所有権は、主に、「労働に応ずる分配」の社会主義的原則を体现しているからである。このことをレーニンは充分に説明している。つまり、「……社会主義はこれを共有財産にする。そのかぎりでは、——そのかぎりだけでは——『ブルジョアの権利』はなくなる。しかし、ブルジョアの権利は、この権利のその他の部分では、社会の成員のあいだの生産物の分配と労働の分配との規制者（規定者）として、やはりのこっている。『働らかざるものは食うべからず』——この社会主義的原則は、すでに実現されている。『等しい量の労働に等しい量の生産物を』——この社会主義的原則もまた、すでに実現されている。けれども、これはまだ共産主義ではない。そして、これはまだ、不平等な人間の不平等な（事実上不平等な）量の労働にたいして、等しい量の生産物をあたえる『ブルジョアの権利』を除去するものではない。」³⁾ 社会主義は、人が人を搾取する制度を消滅させ、働かざるものは食えないのであり、労働は社会主義社会の公民の光栄かつ遠大な事柄になり、各公民は社会にたいして同等の量と質の労働を提供するかぎり、同じ報酬を取得できるのであり、この意味から言えば、公民の個人的所有権は平等の権利である。しかし、各勤労者の具体的条件が異なり、社会

に対して提供する労働には、当然に違いがあり、取得する報酬も多かつたり少なかつたりし、かれらの家庭負担も一様ではなく、したがって、かれらの生活の富裕の程度には相当に大きな違いがあり、この意味から言えば、公民の個人的所有権はまた不平等の権利であり、さらにブルジョアの権利である。

第二に、生活手段所有権および公社会員の家業副業経営の権利は、現段階におけるわが国公民の個人的所有権の二つの表現形態である。この二つの権利の性質は完全には同じでないが、基本的に同じである。

わが国公民の生活手段所有権の来源は、当面は相当に複雑である。まず、公社・協同組合社員および国家机关、企業、学校の労働者・職員が肉体労働および頭脳労働に参加する報酬は、わが国公民が生活手段所有権を取得する、もともと基本的な来源である。つぎに、単独経営勤労者の勤労収入の中で生活手段に用いられる部分、さらに、資本家の定息収入および公民が相続とその他の合法的収入によって取得する財産、等々。公民の生活手段所有権の対象はきわめて広範であり、もともと主要なものには当然に消費材、貨幣および公民個人およびその家族の居住に供する家屋等であり、社会主義建設事業の発展と人民生活の不断の向上にともなう、生活手段の範囲は日ましに拡大し、品種も多くなり、豊富かつ多彩になる。社員の家業副業経営の

権利は、これと完全には同じでない。このことは、社員が家庭副業の性質が決定する。というのは社員が家庭副業は、社会主義経済の指導下の集团的農民の個人生産であり、それと社会主義経済との関係および地位から言えば、全人民的の所有制および集团的の制経済の付属物・助手であり、社会主義経済の必要な補充部分である。その生産手段に対する占有および労働・分配・生産物の交換等の側面から見るならば、なおも小私有経済の残余と痕迹を帯びる。もし公社が社員に経営用の自留地を与えるなら、社員は所有権をもたないが、長期に使用し収益する権利をもつことになる。社員に家庭副業を十分に経営させるために、社員が若干の小型農具と細小の生産手段を擁することを認める。家庭副業の経営管理は集団経済の指導を受けるが、経営方式をどのようにし、どれだけの労働を投下するかは、全く社員自身によって決められる、等々。社員が家庭副業経営の権利は私有権の影を帯びており、それと生活手段所有権の性質に差異のあることを十分に証明する。しかし社員が家庭副業は、要するに社会主義経済の付属物であり、当面の集団経済が十分に豊富でない情況の下で、社員に家庭副業の経営を認めて集団経済の不足を補充し、それによって社員およびその家族の種々の生活上の要求を満たすことは、一部の違法分子が家庭副業を利用して、投機横領を行ない、搾取手段に転化することを

中国の個人的所有権論争

認めるものではない。したがって、このような権利は、実質的にはまた公民が生活手段所有権を取得する、もう一つの形態である。社員が家庭副業経営の権利を、公民の個人的所有権の表現形態の一つとする基本的理由はここにある。当然ながら、わが国公民の個人的所有権の全発展について見るならば、それは複雑から単一への過程を経て、将来一定の段階に達して、生活手段所有権は公民の個人的所有権の唯一の表現形態になるであらう。

第三に、国家権力は、公民が個人的所有権を実現するための保障および后盾である。当然に、われわれの国家では、公民は、わが国の革命法制と社会主義的共同生活準則を自覚的に遵守し、他人の権利を尊重し、自己の義務を履行するのであり、このことは公民が個人的所有権を実現できるための大衆的基礎である。しかし、社会主義社会では、正にレーニンの言う如くである。つまり、「……『ブルジョアの権利』以外の基準はない。そして、そのかぎりでは、生産手段の共有を保護しながら、労働の平等と生産物の分配の平等とを保護する国家の必要はなおのこっている。」これは、周知の常識であり、だからだと述べらるまでもない。

二 単独経営労働者所有権の性質

現段階におけるわが国の単独経営労働者所有権は、資本主義制度下の小生産者私有権の性質と異なり、わが国の協同化、公社化以前の単独経営労働者所有権とも量的にも質的にも変化をきたしており、当然にそれは部分的な質的变化であって、根本的な質的变化ではない。要するに、現段階におけるわが国の単独経営労働者所有権の性質は何か。関懐同志は次のように考えている。「わが国の単独経営労働者は数のそれほど多くない小行商人を含み、かれらは少量の資金で独立労働ないし経営を行ない、自ら損益に責任を負い、その個人的財産も同様に労働に参加することを主要な来源としなければならない。手工業者について言えば、単独経営に適する若干の個人手工業者は、独立労働を行ない、合理的収入の取得を認められる。もちろん、この部分の個人的所有権にも私的所有権の要素が含まれるが、しかし、それは徐々に協同化の道を通じて、最終的には集団的所有権にとってかわられる。」当面わが国に残存する単独経営労働者は、数が微々たるものであり、党と国家は残存する少量の単独経営労働者に対して、自発的意志と模範の原則にもついで不断に手本を確立し、集団経済の優越性の具体的事例を用いて、かれらが自覚的かつ自発的に社会主義的集団化の道を歩むように説得し、私有制の残余を最終的かつ徹底的に消滅させるのであり、このことは問題にならない。しかし、当面残存す

る単独経営労働者所有権は、結局のところ、私有権の性質であるのか、それとも、「私的所有権の要素を含む」（適切に言えば私有権の要素であるべきである）だけであるのか、確かに研究に値する問題の一つである。マルクス・レーニン主義がわれわれに教えるように、いかなる権利も永久に経済制度を超越することができず、したがって、単独経営労働者所有権の性質を確定するためには、わが国の当面残存する小生産者の性質および特徴を研究しなければならない。すなわち、わが国の単独経営労働者は、現在なおも少量の生産手段を擁し、かれらの生産は一戸毎に行ない、分散して労働し、分散して経営し、一定程度において国家的集団的経済の計画的指導と影響を受けるが、かれらの生産を直接的に国家ないし集団の計画の中に組み入れることはできない。かれらの生産物については、国家の税収と統一買付の任務を達成して後は、国家ないし集団が統一的分配を實行できないのであり、完全にかれらが自ら処分し、かれらが私有者の身分で市場にもって行って売却し、必要な物と交換することを認められる。およそこのすべては、当面残存する単独経営経済の性質が依然小私有経済であり、したがって、単独経営労働者所有権は、当面、根本的な質的变化をきたさず、依然私有権の性質であることを示しており、それが私有権の要素を含むだけであるとみなすことは、事実の根拠がないものである。

三 二つの所有権の法における相違

公民の個人的所有権と単独経営勤労者所有権は、二つの性質の異なる権利である以上、それらは権利の表現において少なくとも三点において区別される。

(一)二つの所有権の目的性が異なる。国家が公民に個人的所有権を与える目的は、主に、「労働に応ずる分配」の原則をまじめに実施し、公民の物質的文化的生活上の要求の充足を保証することにある。国家が単独経営勤労者所有権を与える目的はこれとは異なり、一方で所有権という法制度を通じて小私有経済の残余部分の存在が、当面、依然合法的であるとみなし、他方で単独経営勤労者所有権の権利の範囲および権利行使の原則等の側面から、その消極的要素を制限することは小私有経済の改造に好都合であり、当面の数の少ない単独経営勤労者を最終的に社会主義的集団化の道に入らせ、私有権の残余を徹底的に消滅させるためである。

(二)二つの所有権の対象が異なる。公民の個人的所有権は、主に、生活手段を対象とし、それは社会主義経済の計画的生産と計画的分配の特徴を反映し、生産を發展させ、需要を充たす社会主義経済法則の要求を反映する。単独経営勤労者所有権は、主に、生産手段を対象とし、それは小私有経済の分散性と単独

経営の特徴を反映し、また、小私有経済の残余を徹底的に改造することを反映し、依然、党と国家の確固不動の社会主義的政策である。

(三)二つの所有権の保護原則が異なる。公民の個人的所有権に対しては国家保護の原則をとり（中華人民共和国憲法第十一条）、単独経営勤労者所有権に対しては法による保護の原則をとる（憲法第九条）。いわゆる国家の保護とは、国家がこの権利を永久に保護することであり、この権利を保護する法原則は確固不動で終始不変であるということである。なぜならこの権利は人が人を搾取する現象を生むことはできないのであり、共産主義は、いかなる人の社会的生産物占有の機会をも決して剝奪せず、永久に保護するからである。いわゆる法による保護とは、国家が単独経営勤労者所有権を永久不変的に保護することではないということである。社会主義事業の發展にともなうて、この権利を保護する、具体的原則は改められ、現在合法であるとはみなされるものは、将来は必ずしも合法でなくなる。合法なものは保護され、違法なものは制限される。結局、合法であるか違法であるかは、完全に現行政策および法律の異なる規定によって決められる。

公民の個人的所有権と単独経営勤労者所有権は、二つの異なる事物であり、異なる法的属性をもつ。わが国の社会主義社会

において、前者は国家的所有権および集团的所有権の日ましの発展にもなつて不断に豊富になり、後者は正に自己の反対の側に進み、最終的には集团的所有権に完全に代替されることによつてその残余を徹底的に終結させる。この二つの権利は、「名」「実」それぞれに異なり、境界が異なり、混同は許されない。両者を一つに合わせると、それらの間の原則的相違を抹殺することに成り、名を正す必要がある。「正名」は事実をみきわめるためであつて、單純な概念の争いではない。また、「正名」は區別して対処し、党と国家の政策・法律を正しく貫徹するためであつて、抽象的な理論の争いではない。それゆゑ、理論研究と實際工作において、公民の個人的所有権と単独経営労働者所有権を厳格に區別することが全く必要であると考へられる。

注(1) エンゲルス『反デュリング論』、人民出版社一九五

六年版、一三五頁〔『マルクス・エンゲルス全集』(大月

書店版)第二〇卷一三七頁〕。

(2) 『ゴータ綱領批判』、『マルクス・エンゲルス文選』二

卷集第二卷、ソ連外国文書籍出版局一九五五年中文版、

二二三頁〔『マルクス・エンゲルス全集』(大月書店版)第

一九卷二二頁〕。

(3) 『国家と革命』、『レーニン全集』第二五卷、人民出版社

社一九五八年版、四五三―四五四頁(大月書店版)第二
五卷五〇五頁〕。

(4) 同右、四五四頁〔同右、同頁〕。

わが国公民の個人的所有権の問題
に対する若干の見方

皮 純 協

われわれは『政法研究』の一九六二年第三、四期において前
後して関懐同志「わが国公民の個人的所有権について」および
柴発那同志「わが国公民の個人的所有権と単独経営労働者所有
権の質的差異について」の二篇の文章を学習した後、ここでい
ささか異なる見方を提起し、論者と意見を交換したい。叙述の
便宜のために、これらの意見を次の二つの側面にまとめた。

一 わが国公民の個人的所有権の特徴は何か

関懐同志の文章は、わが国公民の個人的所有権の社会主義的
性質を論述するときに、公民の物質的文化的な生活面の必要を
充足すること、および公民の社会労働への参加がわが国公民の

個人的所有権の特徴である、と提起している。それに対して柴
荊邦同志の文章は、共産主義時代になって公民が社会的生産物
の総分配から取得する消費手段は、かれらの生活上の需要を充
たすことであり、社会労働への参加はやはり個人が生活手段を
取得する来源であるとみなすのであり、したがって関論文の意
見に同意しないことを示す。思うに、関論文はわが国公民の個
人的所有権の特徴を論述するときに、充分に全面的でなく、ま
た充分に明確でないところがあるが、その中で公民の物質的文
化的な生活上の需要の充足を目的とすることを、わが国公民の
個人的所有権の特徴の一つとすることは基本的に正しいもので
ある。それに対して、柴論文は、この問題において、社会主義
段階における公民の個人的所有権の法的目的と共産主義段階に
おいて法的意義を失なう個人的所有制を混同している。共産主
義時期の公民の個人財産は、勤労者の消費的需要を充たすため
であるが、それはすでに法的使命を失ない、一種の経済的意味
における使命をもっているにすぎない。それに対して、社会主
義段階における公民の個人的所有権の実現は公民の物質的文化
的需要を充たすためであり、経済的使命だけでなく法的使命を
もっている。国家が公民の個人的所有権に与えるこの使命は、
二つの意味をもつ。一方で、公民が充分にこのような権利を利
用してかれらの消費的需要を充たすことを保障するためである。

中国の個人的所有権論争

他方で、人々が個人的所有権の権利を濫用して搾取およびそ
他の違法活動を行なうのを制限するためである。したがって、
われわれは、この特徴を否定することは根拠がない、と考える。
関懐同志が、わが国公民の個人的所有権の主要な来源は公民の
社会労働への参加であるという特徴を論述するにいたっては、
充分に明確でないと考えられる。例えば、かれは「わが国公民
の個人的所有権は、主に、公民の社会労働への参加に来源する」
と言い、そのあとでまた「労働者、職員、公社ないし協同組合
の社員たちは、いずれも社会主義建設に積極的に参加し、勤勞
の中で『各人は能力に応じて働き、労働に応じて分配を受ける』
という原則にもとづいて、自己の獲得すべき報酬を取得し、こ
れによって公民の個人的所有権に対して實際的保证を与える。」
という。これは、結局、公民の社会労働への参加が公民の個人
的所有権の主要な来源であることを指すのか、それとも「労働
に應ずる分配」原則にもとづいて取得する生活手段が公民の個
人的所有権の主要な来源であることを指すのか。われわれは、
もしも公民の社会労働への参加を公民の個人的所有権の主要な
来源であるとするならば、それは適切でない、と考える。なぜ
なら社会労働への参加と「労働に應ずる分配」は同一のことで
はなく、共産主義時代に公民がやはり積極的に社会労働に参加
する必要があるだけでなく、資本主義制度の下で労働者は資本

家の工場の労働に参加するのであり、性質は異なるが、いずれも社会労働であるからである。ここから明らかなように、社会主義段階における公民の個人的所有権の来源の特徴は、社会労働に参加することだけでなく、主に、かれらが社会労働に参加する過程において支払う労働の量と質にもとづいて決定されるものであり、つまり、「各人はその能力に応じて働き、労働に応じて分配を受ける」という原則にもとづいて決定される。

しかし、われわれは、柴論文の提起する、わが国公民の個人的所有権の特徴についての見方にも同意しない。まず、柴論文は、わが国公民の個人的所有権の第一の特徴が、「ブルジョアの権利の狭い限界」を保留しており、各公民について言えば、それは平等の権利であり、不平等の権利でもある。」と考える。当面、「ブルジョアの権利の狭い限界」（すなわちブルジョアの権利）を保留していることは、公民の個人的所有権の上に表現されるだけでなく、単独経営労働者所有権およびその他の法制度の上にも表現される、と考える。例えば、わが国の単独経営労働者の間においては、かれらは封建地主の搾取制度から脱却し、かれらの勤労収入はすべていづれも自己の所有に帰することができ、この意味においてかれらは平等である。しかし、他方で、かれらの占有する生産手段は同じではなく、労働力も等しくなく、家庭の負担も一様ではないのであり、したがって、

かれらの生活水準も一致せず、この意味において、単独経営労働者所有権はまた不平等である。それとともに、労働に応ずる分配の原則にもとづいて生活手段を取得することは、公民の個人的所有権の主要な来源にすぎず、全ての来源ではない。したがって、当面保留している「ブルジョアの権利の狭い限界」を、わが国公民の個人的所有権の特徴であるとみなしえない。つぎに、柴論文は、「生活手段所有権および公社社員の家庭副業經營の権利は、現段階におけるわが国公民の個人的所有権の二つの表現形態である。」とし、それが公民の個人的所有権の第二の特徴であると考える。もしも公民の生活手段と社員の家庭副業を公民の個人的所有権の客体であるとするならば正しいが、柴論文は具体的説明において、資本家の定息と単独経営労働者の勤労収入の中の生活手段に用いられる部分を、わが国公民の個人的所有権の中に入れることは正しくないと考える。この点に關しては、後にあらためて論述する。さらに、柴論文が、「国家権力は、公民が個人的所有権を実現するための保障および后盾である」を、公民の個人的所有権の第三の特徴であるとするこども成り立たない。なぜなら、社会主義社会において、いかなる合法的権利も国家的保護を与えられるのであり、公民の個人的所有権だけでなく、国家的所有権、集团的所有権、単独経営労働者所有権等はいずれも国家権力を后盾とするものだから

である。

要するに、われわれは、柴論文の提出するわが国公民の個人的所有権の特徴は充分に適切ではないと考える。

それでは、結局、わが国公民の個人的所有権の特徴は何か。われわれは、わが国公民の個人的所有権の特徴を理解するためには、それが反映する経済関係から探求しなければならぬと考える。なぜなら、所有権は経済関係を離れて独立して存在するものではなく、それは所有制の法における反映であり、異なる所有制が法律に表現すると異なる所有権が存在することになるからである。わが国公民の個人的所有権は社会主義的個人的所有制の、法における反映であり、それは国家が公民の財産を承認する一種の権利である。それゆえ、わが国社会主義の公民の個人的所有権を検討するさいに、社会主義経済と結びつけて考察しなければならず、すなわち、それが生まれる経済的根源および物質的財富の主人—主体と所有権が指向する物質的財富—客体としての諸側面の特徴から考慮し、このようにしてこそ、その真の特徴をさがし出すことができ、また、これらの特徴によって近似の所有権と比較してこそ、それらの間の本質的差異をみるることができる。所有権が確認する経済関係を離れて、いわゆる法における特徴をさがさうとしても徒勞に終るであろう。われわれは、わが国公民の個人的所有権の主要な特徴は以下の

中国の個人的所有権論争

数点にあると考える。

第一に、わが国公民の個人財産は、社会主義的所有制から派生するものである。公民の社会労働への参加によって、しかも「各人はその能力に応じて働き、労働に応じて分配を受ける」の原則にもとづいて取得される社会的生産物によって形成される。つまり、わが国公民の個人的所有権は社会主義的公有制と密接不可分であり、それは社会主義国家に特有の所有権制度である。公民の個人財産は社会主義経済の生成にもなって生成するだけでなく、また、社会主義経済の発展にもなって日ましに豊富になるのであり、このことは社会主義国家の中の国家的利益、集団的利益および個人的利益が結合することの具体的表現である。

この特徴にもとづいて、わが国公民の個人的所有権と単独経営労働者所有権の質的差異をみることができる。周知の如く、単独経営労働者所有権の生成は社会主義経済といささかのつながりもないのであり、それは単独経営労働者が自己の経済において労働をすることによって形成されるものである。かれらは単独で経営するのであって、集団的に労働しないことによつて、かれらの生産物は労働に應ずる分配の問題を生ぜず、すべての勤労収入は国家に対する履行義務を除いて私的所有に属する。

第二に、わが国公民の個人的所有権の主体は、社会労働に参

加する組織的な公民、つまり、労働者、職員、公社および協同組合社員である。これに対して、単独経営労働者所有権の主体は単独経営労働者である。前者は社会主義経済組織と密接に関連するものであり、社会の組織労働に参加する公民のみが、社会的生産物の中から個人財産として生産物の一部を取得することができ、これらの主体が取得する財産だけが公民の個人的所有権の範疇に属する。したがって、公民の個人的所有権の主体としての特徴は、社会主義的組織の構成員の資格を取得する公民にあり、これは単独経営労働者の身分と区別される。しかし、このような重要な特徴に対して、柴論文および関論文においてはこの点を明確にしておらず、したがって、われわれは、わが国公民の個人的所有権の特徴および範囲を論述するさいに、しばしばはっきりしておらず、それには理由がないではない。

第三に、わが国公民の個人的所有権の実現目的は、公民の物質的文化的な生活上の要求を充たすことであり、したがって、この所有権の対象は主に消費手段である。マルクスは、『ゴータ綱領批判』において次のように指摘する。「内容も形式も変化している。なぜなら、変化した事情のもとではだれも自分の労働のほかにはなにもあたえることができないし、また他方、個人的消費手段のほかにはなにも個人の所有に移りえないからである。」^[1] わが国公民の個人的所有権の表現が公民の物質的文

化的生活を充たすことを目的とするという特徴は、社会主義的基本経済法則の要求を反映しており、わが社会主義国家の本質によって決定される。集団的所有の経済組織において、社員が若干の小型の生産手段を擁することを認められることについては、当面の集団経済の発展が多面において公民の物質的文化的な生活上の需要を充足する程度にまで達していないので、かれらに家庭副業経営用のものを与えることを規定するのであり、これらの生産手段の使用目的は、公民の生活上の需要を充足することであり、したがって実質的には、一種の生活手段である。

単独経営労働者所有権の実現目的は、消費性だけでなく、主には生産上の用途にある。したがって、単独経営労働者所有権の客体は消費手段以外には生産手段である。しかし、これらの生産手段は社員の家庭副業経営用の生産手段と同じではなく、社員の擁する生産手段は小型のものであって集団化の必要のないものであり、その使命はわずかに公民が消費手段を獲得するための二次的來源になることである。それに対して、単独経営労働者が擁する生産手段は、その財産の主要部分を占める。なぜなら、単独経営労働者はそれによって全生活の來源を取得するからである。

以上は、わが国公民の個人的所有権の基本的特徴である。これらの特徴は、相互に結びついている。これらの特徴から、わ

が国公民の個人的所有権の社会主義的性質を説明した。それとともに、これらの特徴に対する分析を通じて個人的所有権が単独経営労働者所有権と質的差異をもつことがわかるだけでなく、資本主義制度下の私有権といっそう本質的な違いのあることがわかる。

二 現段階におけるわが国公民の個人的所有権と公民の生活手段所有権には質的相違があるか

現段階のわが国公民の個人的所有権は、社会主義的性質のものである。これは大方の一致する意見であるが、柴論文においては、数種の異なる性質の所有権と社会主義的な公民の個人的所有権を混同している。例えば、柴論文は、わが国公民の個人的所有権の第二の特徴に言及するさい次のように述べている。つまり、「生活手段所有権および公社社員の家計副業経営の権利は、現段階におけるわが国公民の個人的所有権の二つの表現形態である。……わが国公民の生活手段所有権の来源は、当面は相当に複雑である。まず、公社・協同組合社員および国家机关、企業、学校の労働者・職員が肉体労働および頭脳労働に参加する報酬は、わが国公民が生活手段所有権を取得する、もっとも基本的な来源である。つぎに、単独経営労働者の勤労収入の中で生活手段に用いられる部分、さらに、資本家の定息収

入……等々。」このような論述において、柴論文は異なる性質の単独経営労働者所有権を、生産手段および生活手段の二つの部分にひききき、また、単独経営労働者の勤労収入において生活手段に用いられる部分および資本家の定息をわが国公民の個人的所有権の中に入れ、それによってわが国公民の個人的所有権、単独経営労働者私有権、資本家の所有権の残余として表現される定息という異なる性質の差異をあいまいにしている。これは同意できないものである。

わが国社会主義の現段階では、社会主義的全人民的所有制、集団的所有制および個人的所有制等の主要な経済が存在するほかに、単独経営労働者私有制と資本家の所有権の残余があり、したがって法の上に反映し、照応する国家的所有権、公社・協同組合の集団的所有権および個人的所有権等の主要な所有権のほか、さらに単独経営労働者私有権、資本家の所有権の残余がある。後の両者が反映する二種の経済要素は異なる社会主義改造の道を通じて社会主義経済に徐々に変わる。したがって、この数種の異なる性質の所有権を嚴格に区分することは、理論上の意義をもつだけでなく、個人的所有制を含む社会主義的所有制の強化と発展を促進し、二種の残余の所有制を消滅させる条件を積極的に創造するために、この数種の所有権に対する国家の異なる保護政策を適用することに対して実践的意義をもつ。

それでは、上の数種の所有権をどのように区分するか。われわれは、この数種の所有権を区分するために、主に、各種の所有権の主体の経済的地位およびそれと社会主義経済との関係にもとづいて区別しなければならぬ。すなわち、各個人の生産関係における地位にもとづいて区別する。われわれが土地改革において、階級的要素を区別するものは主に労働であるのかどうか、主要な生活は何に来源するか、および財産支配方式等にもとづいて確定するのであり、それによって封建的地主の土地所有権、富農の土地所有権等々を区別する。協同化運動において、単独経営農家が協同組合に加入すると同時に、その主要な生産用具、生産手段に対して公有化を実施して以後、これらの生活は主に集団経済に来源し、元からの少量の公有化されない生産手段およびすべての生活手段は、主体が単独経営農家から集団の構成員にかわるにつれて性質を変える。これらの少量の生産手段がやはり全て生活手段であるにかかわらず、このとき社会主義的な公民の個人的所有権の範囲に属し、もはや単独経営労働者所有権に属さなくなるのである。反対に、かりに集団経済を強化し生産を發展させる過程において、当面の情況から出発して、生産に便ならしめるために、偏僻な山村地域の個別的農家の小手工業と小行商人等を暫時認めて単独経営を行なう場合、かれらは単独経営労働者であり、その取得する収入

は、かれが生産上かそれとも生活上に用いるかを問わず、単独経営労働者の私的財産であり、その性質は用途が異なることによつて改められず、国家は各公民が生活上に用いる財産に対して保護するが、それによつて各公民の生活手段の財産の性質を改めない。このことは、全く明らかな道理である。しかし、柴論文は、法の確認する主体の経済的地位を投げ出し、財産そのものが生産上に用いられるか、それとも生活上に用いられるかという基準から、わが国公民の生活手段を主体の性質を問わず、一律に公民の個人的所有権と呼んでいる。これは、公民の個人的所有権、単独経営労働者所有権および資本家的所有権の原則的境界をあいまいにする。そこで柴論文の結論にもとづくことと次の通りである。「国家がこの権利を永久に保護する」ということであり、この権利を保護する法原則は確固不動で終始不変である。」これは、全くわが社会主義国家の政策に違背するものである。

指摘しなければならないことは、柴論文が公民の個人的所有権の問題を論証するときに、二つの異なる公民の概念を使用し、公民の個人的所有権と単独経営労働者所有権を区分するときに運用しているものは、民法学理論上の公民の個人的所有権の中の公民の概念である、ということである。なぜなら、この公民概念は、わが国の現段階において包含する意味は比較的狭い

からである。しかし、柴論文は公民の個人的所有権の特徴を論証するときに、わが国憲法第十一条における、すべての公民をそこに含むという広義の公民概念を使用している。憲法第十一条の、公民の生産手段以外の各種の公民の個人財産を保護することに關する規定は、個人的所有権の保護に適用されるが、それによって、公民の個人的所有権が憲法第十一条に言うところの全公民の生活手段所有権であるという結論をひき出すことはできない。

以上の分析にもとづいて、われわれは次のように考える。現段階においては、わが国公民の個人的所有権と公民の生活手段所有権は性質上嚴格に区別される。この二種の異なる性質の所有権を区別することに役立てるために、われわれは「正名」する必要がある、つまり、社会主義的公有制の基礎から派生する個人的所有権を社会主義的個人的所有権と呼ぶことにすれば、いっそう「名実相伴なり」ことにならう。

注〔1〕『マルクス・エンゲルス全集』（大月書店版）第一九卷

二〇頁。